

特定健康診査・特定保健指導のご案内

1. 特定健康診査とは

生活習慣病(心筋梗塞や脳卒中、糖尿病等)の発症や重症化を予防することを目的として、法律で定められた健診です。一年に一回の健康習慣として、必ず受診しましょう。

1. 実施期間

令和8年6月1日(月)～8月31日(月)まで

2. 対象者

昭和26年9月1日～昭和62年3月31日生まれで、茅ヶ崎市国民健康保険に加入している方(通院中の方もご利用になれます)

※既に社会保険に加入されている場合等は、行き違いですのでご注意ください。

注意事項：特定健康診査の対象外となる方

●受診日当日、茅ヶ崎市国民健康保険の資格を喪失している方(受診日以降に月日をさかのぼって転出や社会保険等に加入された場合の資格喪失を含む)

※万が一受診された場合は、全額自己負担となり、差額費用をお支払いいただきますのでご注意ください。

●妊産婦、6か月以上の長期継続入院者、海外在住者、施設入所者(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設、障害者支援施設など)に該当の方

3. 検査項目

(1)基本項目

検査項目	検査内容		
問診	服薬歴及び生活習慣の状況に関する質問等		
身体診察	視診、触診		
身体計測	身長、体重、腹囲計測、BMI		
血圧測定	血圧(収縮期/拡張期)の測定		
血液検査	脂質検査	中性脂肪(空腹時または随時) HDLコレステロール、LDLコレステロール	
	肝機能検査	GOT(AST)、GPT(ALT)、γ-GTP(γ-GT)	
	血糖検査	空腹時血糖またはHbA1c	
	腎機能検査	クレアチニン	
	痛風検査	尿酸	※国の基本項目に入っていませんが、茅ヶ崎市では必須としています。
尿検査	尿糖、尿たんぱく		

(2)詳細項目(※国の基準を満たし、医師が必要と認めた方が対象)
貧血検査、心電図、眼底検査

【お問合せ先】茅ヶ崎市役所
保険年金課 給付担当
電話:0467-81-7155



4. 受診料

	対象者	受診料
1	40～64歳の方(昭和37年4月1日～昭和62年3月31日生まれ)	1,500円
2	65歳～74歳の方(昭和26年9月1日～昭和37年3月31日生まれ)	500円
3	市民税非課税世帯の方(世帯の全員が課税されていない方) ★事前に保険年金課へ電話(0467-81-7155)、窓口、電子申請(右側の二次元コード)のいずれかで申請が必要。申請の受付開始は令和8年5月25日(月)からになります(電子申請は令和8年8月9日(日)までの受付です)。 ※但し、課税状況の確認は、6月1日(月)以降となりますので、5月中に申請されても、免除用受診券の発送は6月中旬以降となります。 ※免除用受診券の発送には、通常約10日間かかります。 ※通常の受診券(免除用受診券以外)で受診した場合、後日の払い戻しはできません。	受診料免除

◎肺がん・大腸がん検診は、特定健康診査と同時受診で“お得”に！！

肺がん検診(X線撮影)	700円
大腸がん検診(検便検査)	600円

★通常1,000円のところ

※各種がん検診の詳細は、別紙「おとなの検診のご案内」をご確認いただくか、茅ヶ崎市保健所健康増進課(0467-38-3331)までお問い合わせください。



5. 実施医療機関

特定健康診査を実施している医療機関については、同封の「令和8年度 茅ヶ崎市おとなの検診のご案内」に記載されている実施病院一覧表をご覧ください。なお、受診のご予約は、直接実施病院にお申込みください(市では健診予約の受付を行っておりません)。

6. お知らせ

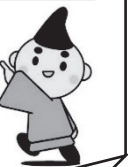
- 特定健康診査を受診されていない方には、受診勧奨のため、再度通知を送付させていただく他、委託業者から電話をさせていただく場合があります。ご了承ください。
- 提供された健診結果は、神奈川県国民健康保険団体連合会で点検される他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されます。

予告「健診結果説明会」健康づくりスタート講座

10月8日(木)午後

ご好評につき、今年度も開催予定です！
※詳細については、各医療機関で結果をお返しする際にご案内します。
ぜひご参加ください！

参加費無料！



～特定健康診査 受診率向上キャンペーン～
ギフト券がもらえるチャンス！裏面をご確認ください

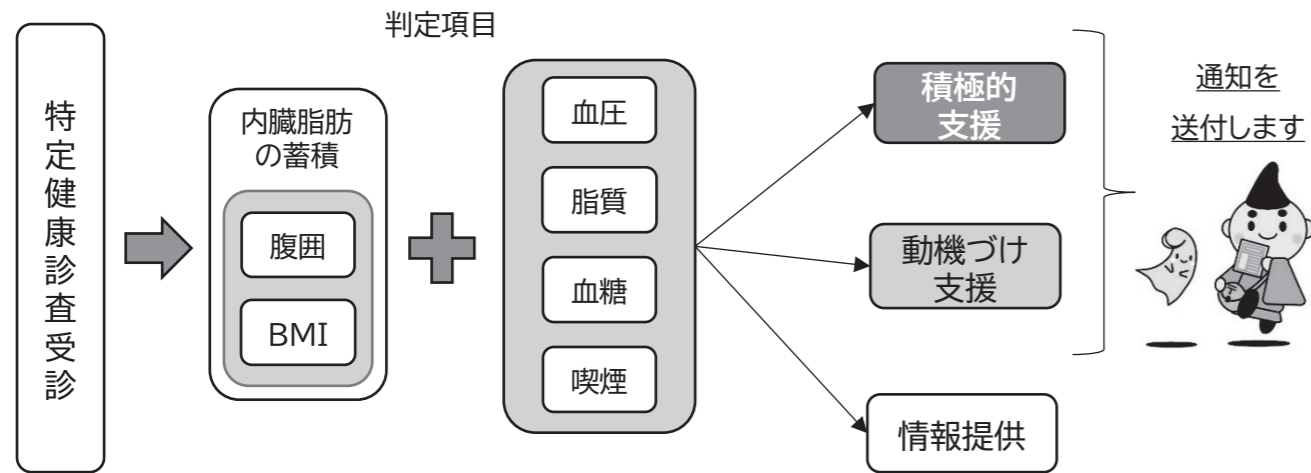
～特定健康診査 受診率向上キャンペーン～

- ◆ 特定健診を6～8月に受診した方を対象としたキャンペーンです
- ◆ 特定健診を受診してギフト券が当たるチャンスに参加しよう

	対象者	手続き	当選者	内容	発送時期
1	初めて健診を受ける40～42歳の方(6～8月受診者限定) ☆昭和59年4月1日～昭和62年3月31日生まれの方	不要	全員	2,000円分	3～4月頃
2	6～8月の特定健康診査受診者 ☆当選者の発表は、ギフト券の発送をもって代えさせていただきます。		抽選で200名		

2. 健康サポート教室(特定保健指導)について

特定健康診査を受診された結果、保健指導レベルで「積極的支援」または「動機づけ支援」と判定された場合は、健康サポート教室(特定保健指導)の対象となり、10月～3月に市から通知をお送りします。対象となられた方は、通常では有料となる医師や管理栄養士、保健師による特定保健指導を無料で受けることができます。専門職が、あなたのメタボリックシンドローム※1の予防・改善に向けた健康づくりと一緒に考えます。通知が届いた方は、健康サポート教室(特定保健指導)に参加し、5年後も10年後も元気に過ごせる健康習慣を身につけましょう！



※1:メタボリックシンドロームとは？

過剰な内臓脂肪が原因で、生活習慣病※2の危険性が高い状態のことを言います。

※2:生活習慣病とは？

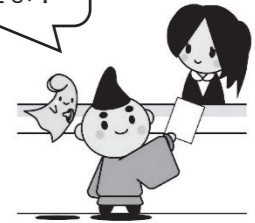
高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの総称です。これらの疾患は自覚症状がないまま進行し、症状が出た時には心筋梗塞や脳卒中、糖尿病の重症化(失明や四肢の壊死、人工透析)等、命に係わる状態まで悪化していることも少なくはありません。

まだ大丈夫や忙しいからと放置し取り返しのつかない状態になる前に、特定保健指導を受け、今の生活習慣を振り返り改善していきましょう。

人間ドックや勤務先の健診を受ける方へ
～ギフト券のチャンス！！～

市の特定健康診査を受けずに、人間ドックや勤務先の健診を受けられた方は、ぜひ健診結果を市へお知らせください。特定健康診査と同等以上の健診結果を市へ提供していただくと、ギフト券1,000円分を贈呈します！

要件を確認の上、申請するぞよ！



(1)申請の要件

- 令和8年度の市の特定健康診査の対象であること
- 令和8年度の市の特定健康診査を受けていないこと
- 健診・人間ドック等の受診日に茅ヶ崎市国民健康保険の資格があること
- 受診日が令和8年4月1日～令和9年3月31日であること

(2)申請に必要なもの

申請に必要なもの	窓口の場合	郵送の場合
特定健康診査受診券	原本	
健診結果【下記の基本項目を満たすもの】	コピー (原本も可)	コピー
<ul style="list-style-type: none"> ● 受診者名、受診日、受診医療機関名 ● 身体計測(身長、体重、腹囲計測、BMI) ● 血圧測定(収縮期血圧/拡張期血圧) ● 血液検査 脂質検査・・・中性脂肪(空腹時または随時)、HDLコレステロール、LDLコレステロール 肝機能検査・・・GOT(AST)、GPT(ALT)、γ-GTP(γ-GT) 血糖検査・・・空腹時血糖またはHbA1c ※クレアチニン、尿酸の検査は必須ではありません。 ● 尿検査(尿糖、尿たんぱく) 		
特定健康診査票【左側の赤枠内を全て記入したもの】	原本	
※質問項目の回答についても、必ずご記入ください。		

(3)申請の方法

郵送または保険年金課窓口まで持参【令和9年3月31日の窓口時間内“必着”】

○郵便:〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 茅ヶ崎市役所 保険年金課 給付担当

○窓口:茅ヶ崎市役所本庁舎1階 保険年金課<平日8:30～12:00、13:00～17:00>

※12:00～13:00は受付できません。※万一、ご提出が〆切日直前となる場合は事前にご連絡ください。



(4)ギフト券の発送

令和8年11～12月(上半期に提出された方)、令和9年4月頃(下半期に提出された方)を予定しています。

(5)その他

健診結果から特定保健指導の対象と判定された場合は、特定保健指導を受けることができます。健康サポート教室(特定保健指導)の通知が届いた場合は、必ず受けて生活習慣を改善しましょう。また、提供された健診結果は、神奈川県国民健康保険団体連合会で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されることがありますので、ご了承ください。

【お問合せ先】茅ヶ崎市役所 保険年金課 給付担当 電話:0467-81-7155